

a. 広告規制 (1/3)



ですよね。
それでは一つずつ説明していきます。
まず、「広告規制」とは、金融商品取引業者は広告をするときに一定の事項を表示しなければならないという規制です。



- 金融商品取引法第37条で以下の様に規制されています
 - 一 金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名
 - 二 金融商品取引業者である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号
 - 三 金融商品取引業の内容に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

a. 広告規制 (2/3)

- 金融商品取引法第37条第1項3号でいう政令として、金融商品取引法施行令第16条で以下の様に定められています
 - 一 金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項
 - 二 金融商品取引契約に関して顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金がある場合にあってはその額又は計算方法
 - 三 顧客が行うデリバティブ取引、信用取引の額に、その取引の件数又は数量を乗じて得た額が、当該デリバティブ取引等について顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金を上回る可能性がある場合にあっては、次に掲げる事項

- イ 当該デリバティブ取引等の額が当該保証金等の額を上回る可能性がある旨
- ロ 当該デリバティブ取引等の額の当該保証金等の額に対する比率(当該比率を算出することができない場合にあっては、その旨及びその理由)
- 四 顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生じることとなる恐れがある場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 当該指標
 - ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずる恐れがある旨及びその理由

a. 広告規制 (3/3)

五 四号の損失の額が保証金の額等を上回ることとなるおそれ(以下、「元本超過損が発生する恐れ」)がある場合にあっては、次に掲げる事項

イ 四号の指標のうち元本超過損が生ずるおそれを生じさせる直接の原因となるもの

ロ イに掲げるものに係る変動により元本超過損が生ずるおそれがある旨及びその理由

六 店頭デリバティブ取引について、金融商品取引業者が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格にとの差がある場合にあっては、その旨



要するに、
自分が金融商品取引業者であることと、
手数料がいくらかかることと、
取引にはリスクがあることを説明しなさいいけない
ということですよ。

その通りです。
では、次の説明に移りましょうか。



b. 金融商品取引業者とは（1/2）



あのう、すみません、「金融商品取引業者」というのは何ですか？

あ、説明していませんでしたね。「金融商品取引業者」とは、一般的に、証券会社、投資運用会社、投資助言会社のことを言います。



- 金融商品取引法第28条で金融商品を以下の4種類に区分されています。それぞれを業務とする業者を言います。
 - ・ 第一種金融商品取引業(者)
 - ・ 第二種金融商品取引業(者)
 - ・ 投資運用業(者)
 - ・ 投資助言・代理業(者)

b. 金融商品取引業者とは (2/2)

● 第一種金融取引業者

- 第一種金融商品取引業とは、主に、有価証券の売買や引受、有価証券に係るデリバティブ取引、PTSの運営等のことを言います。

● 第二種金融取引業者

- 第二種金融商品取引業とは、主に、各種の組合契約に係る権利の売買、みなし有価証券の売買やそれに係るデリバティブ取引など、第一種金融商品よりも流動性の低い金融商品を取り扱う業務を言います。

● 投資運用業者

- 投資運用業とは、資産運用契約に基づいて、有価証券またはデリバティブ取引に投資して財産を運用する業務を言い、不動産投信(リート)がその代表的な例です。

● 投資助言・代理業者

- 投資顧問・代理業とは、投資顧問契約に基づいて、有価証券や金融商品の価値などの助言を行うこと、投資顧問契約の締結の代理または媒介する業務を言います。